

第17回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和2年6月23日(火)

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長(10番) 山田 一夫

会長職務代理者(9番) 笹山結実男

1番 安田正一郎、 4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄

7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、

5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、

8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司、 6番 福田 光雄

農地利用最適化推進委員：

4番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男

主任主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠、 主事 永井 重徳、

会計年度任用職員 新井田 舞

議 長 (山田会長)

それではただいまより、第17回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分 開会)

議 長 本日の出席農業委員は、7名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、畑林委員、細谷地委員、福田委員より、欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員より、欠席の報告がございました。

議長 それでは日程に入ります。
日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので1番 安田正一郎委員 4番 内澤初藏委員のお二方をお願いいたします。
日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願出について上程いたします。
番号1について、朗読を兼ね説明させます。

事務局 それでは、議案書のほうの1ページ目になります。農地法第3条の取消願出ということになります。議案書のほうにございますけれども、譲受人が、〇〇〇〇。譲渡人が〇〇〇〇で、令和2年3月25日の総会で第3条の許可申請を可決したところでございます。その際には、田んぼが8筆、畑3筆、合計11筆の農地について贈与をするという事での申請の内容だったわけですが、そのうち畑3筆については、取消しをしたいという申し出の議案となります。場所ですけれど、大字〇〇第〇地割の畑255㎡、同じく第〇地割の畑267㎡、同じく第〇地割の畑255㎡となります。

取消しの理由ですけれど、農地を錯誤、間違っただということで3筆については、譲渡すものではなかったということで両者からの合意といいますか願出書の提出を受けて今回の議案となったところでございます。こちらの取消し願につきましては、許可を受けたんですけれど内容を取り消すという内容となります。以前には、所有権の再度の移転というような申請もあったんですけれど、この取消し事由にある通り錯誤、あるいは、状況の変化によって取消願が申請できるものとなってございます。今回は、3筆について取消しを行いたいということでございます。

議長 ただいま報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願出については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書のほうは、2ページ、そして3ページに位置図と公図の写しを付けてございます。2ページのほうを読み上げたいと思います。農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、1件ございます。

番号1、場所につきましては、大字〇〇第〇地割内の畑になります。面積は、182㎡。申請人は、〇〇〇〇。転用の目的につきましては、個人住宅の建設ということになります。内訳については、住宅1棟145.98㎡の図面を添付いただいております。駐車場用地、その他通路ということでございますが、別紙に1枚物の図面をお配りしておりますので、そちらを併せてご覧いただきたいと思っております。現在宅地のほうに住宅がございまして、そちらに住まわれてございます。右下に物置小屋（取り壊し）となっておりますが、小屋が現在あるわけですけれども、そこを取り壊してその部分に新たな住宅を建築したいという内容となっております。農地につきましては、182㎡ということではちょうど図面の真ん中の所、駐車場、通路と建物が約半分ぐらいかかるというか、またがって建築する計画となっております。議案書に書いてございます、住宅1棟のうち66㎡というのが農地に係る部分の面積となっております。転用の理由は、記載の通り自己用の住宅の建築となります。農振農用地外の第2種農地ということで判断してございます。現地確認に関しましては、古里委員と福田委員にお願いしてございます。以上1件が第4条についての申請となります。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、古里委員と福田委員に依頼しておりますので、報告をお願いします。

古里委員 報告します。6月15日、事務局と福田委員と私の3名で現地確認を行いました。場所は、〇〇集落です。東側は、畑。西側は、宅地。北側は、申請人の宅地。南側は、畑となっております。目的は、築45年以上経過している住宅の老朽化により新しく自身の住宅建設を予定しているとのこととなります。現在ある物置小屋を取り壊し、宅地の面積が不足することから、畑に建築せざるを得ないことになったとのことです。既存の母屋は、両親が住み、高齢であることから今後、介護支援が必要となることも考えて近くのほうが良いと判断したとのことです。転用により、周囲農地への被害は無く、目的実現の確実性はあり、事業計画も提出されております。転用面積は、必要最小限であると認められます。北側隣接の農地への日照等は、影響がないよう1.8m以上の間隔を空け、建物は平屋建てにすることとさせていただきます。

以上のことですので、許可相当と見てまいりました。よろしくお願ひ致します。

議 長 　　ただいま報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　ご異議がないので、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 　　日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 　　議案書のほうは、4ページになります。農地法第5条第1項の規定による許可を受けたものの変更申請となります。場所につきましては、大字〇〇第〇地割、〇〇地区となります。事業の目的等ですけれど、〇〇〇〇による携帯電話基地局の設置工事のための資材置場、作業スペースとしての一時転用の申請でございました。当初、6月30日までの事業計画期間だったんですけど、記載の理由にある通り、新型コロナウイルスの影響によって、資材の納入が遅れているという状況にあり、6月中の完工が困難ということになってございます。変更の内容につきましては、7月31日までの一時転用期間の延長ということになってございます。今現在は、申請を出された6月上旬に現地のほうも事務局で確認してまいりましたが、まだ、いわゆる着工はされてなかったということで、1カ月で事業の完了が出来るかという所も確認いたしました。7月までの1カ月の延長で工事は出来ますということでの申請となっております。

　　関連ですけれど、3月の許可につきましては、同じ事業者が〇〇地区で携帯電話基地局の設置の申請も同時にごございましたけれども、そちらについては半月ほど早く着工出来ているということでそちらは予定通り6月中の完了が見込めるということで延長申請はされてございません。こちらの地区のほうだけ1カ月の延長という内容で申請されたものでございます。以上、第5条第1条の事業計画変更についてご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　　ただいま説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　ご異議がないので、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の

事業変更計画申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について上程いたします。

番号1について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書は、5ページになります。場所は、大字〇〇第〇地割、〇〇地区になります。畑の2, 626㎡となります。利用権の設定する所有者になりますが、現在名義は〇〇〇〇になってございます。法定相続人の申請によりまして、〇〇〇〇が利用権の設定を受ける計画内容となります。こちらは、本日可決されましたら、令和7年5月21日までの期間での賃貸借になります。10a当りの賃借料は、5千円。こちらは、先月の総会で議案として一度予定をしておりましたが、利用権の設定者につきまして錯誤というか間違いがありましたので、一度取り下げさせていただきまして、改めて、法廷相続人のお孫さんに当たる方になりますが、利用権設定の内容となります。現地確認につきましては、先月の議案の際に古里委員、苅谷委員より現地確認いただいた所でございますので、備考欄にはその旨記載させていただいております。以上、1件につきましてよろしく願います。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第4号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

議長 日程第7、議案第5号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の6ページになります。併せて7ページが位置図と公図の写しとなっております。6ページのほうを読み上げたいと思います。場所につきましては、大字〇〇第〇地割の登記地目が畑になります。面積は859㎡。所有者につきましては、〇〇〇〇。ご自宅がこの隣にございます。非農地の事由の所ですけれど、昭和55年に申請人の農園宿舎としてプレハブを設置した。以来、現在まで宅地、駐車場として使用して来た。昭和63年に取得をされているんですけど、ずっと使用してきたということで宅地との認識だったため、それ以降も耕作はすることなく現在に至ったという状況でございます。現地確認につきましては、坂本委員と西舘委員に依頼してございます。以上、

適用外証明交付申請の承認について、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明申し上げたとおりです。現地確認についてですが、坂本委員と西館委員に依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。

坂本委員 報告いたします。日にちは、21日に事務局と西館委員と私の3名で現地確認して参りました。場所は、〇〇学校の校庭、〇〇側寄りの所にありまして、農地以外になってから長年経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められます。又、地図にもある通り農地への影響は無く、許可相当であると見てまいりました。よろしくお願い致します。

議 長 ただいま、報告を申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第5号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後2時48分 閉会)